三　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）第二十五条の二第一項（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百六十八号）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同項に規定する特例老齢農林一時金の支給の請求をすることができること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣　鹿野　道彦
内閣総理大臣　菅　**直**人

東日本大震災の被害者の建設業法第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百七十六号

東日本大震災の被害者の建設業法第三条第一項の許可等についての権利利益に係る満了日の延長に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十九号）第一条の規定により特定非常災害として指定された東日本大震災の被害者の権利利益であって次に掲げるものについての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項の政令で定める日は、平成二十四年二月二十九日とする。

一　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けたことにより、同法第二条第二項に規定する建設業を営むことができること。

二　建設業法第二十七条の二十三第一項の審査を受けたことにより、同項の建設工事を発注者から直接請け負うことができること。

三　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二十一条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第六号に規定する浄化槽工事業を営むことができること。

四　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十一条第一項の登録を受けたことにより、同法第二条第十一項に規定する解体工事業を営むことができること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　**直**人

府　令

○内閣府令第四十三号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百六十九号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の六の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣　菅　**直**人

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第一条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条の四」を「第十五条の八」に改める。

第四章中第十五条の四の次に次の四条を加える。

（価格未決定期間）

第十五条の五　令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める期間は、有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限る。）について法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書又は法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書が法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から当該有価証券の発行価格又は売出価格を決定したことに係る法第七条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による当該届出書の訂正届出書又は法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条の規定による当該臨時報告書の訂正報告書が法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間とする。

（借入れに準ずるもの）

第十五条の六　令第二十六条の六第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付けとする。

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七　令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　法第二条第二十一項第一号に掲げる取引

イ　法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ　法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）

ハ　法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

ニ　法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（ハに掲げる有価証券に類するものに限る。）

ホ　法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券

ヘ　法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する証券

ト　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうちハに掲げる有価証券に類似するもの

チ　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ、ロ又はトに掲げる有価証券の性質を有するもの

リ　有価証券信託受益証券でニ、ヘ又はチに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

ヌ　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でニ、ヘ又はチに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

三　取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない売買による空売りを行う取引

第十五条の八　令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　前条第二号イからヌまでに掲げる有価証券につき空売りを行う取引